

## ロッカー等における洗濯物の受取り及び引渡しに係る取扱いについて

## 1 構造等の基準

## (1) ロッカーの設置場所

ア 屋内その他衛生上支障ない場所に設置すること。

ロッカーを媒介として実質的に洗濯物の受取りが行われているものと解される場合は、ロッカーを設置又は管理し、かつ、洗濯物の引渡しを行っている取次所等がクリーニング所に該当し、ロッカーは当該クリーニング所の施設の一部とみなす。

「屋内その他衛生上支障ない場所」とは、当該クリーニング所の主たる部分と一体となった状態で当該ロッカーが設置されることを要する。衛生管理及び保管管理に支障をきたさないよう、当該クリーニング所の店頭等、当該クリーニング所に併設されること。

「店頭等、当該クリーニング所に併設されること」とは、クリーニング所の主たる部分とロッカー設置部分が接しており、かつ、一体的にロッカーの集荷及び清掃等の衛生管理及び保管管理が可能であることをいう。

## イ 洗濯物の受取り・引渡しの業務従事者を置かず、ロッカーによる洗濯物の受取り・引渡しを無人でのみ行うクリーニング所にあつては、ロッカーはクリーニング所内に設置すること。

また、著しく狭小なクリーニング所区画内の過半数以上の面積をロッカーが占有しクリーニング所の利用及び管理に十分な空間を確保できないなど、実質的にロッカーの単独設置に該当する場合はこれを認めない。

ロッカー等の利用により、クリーニング所を無人で営業する時間がある場合は、クリーニング所を障壁等で天井を含めて六面を区画すること。ただし、消防法令等の規定により天井部分の閉鎖が困難な場合は、この限りでない。障壁等の「等」とは、クリーニング所正面のガラス戸を想定するものであり、可動式の衝立等による区画は認めない。

## (2) ロッカーの構造

## ア ロッカーの同一区画を複数の利用者が同時利用する構造でないこと。

## イ ロッカーは、洗濯物の受取り・引渡し以外の用途に使用されるものでないこと。

## ウ 「受取り」専用ロッカー及び「引渡し」専用ロッカーを分けて固定運用することを原則とするが、同一ロッカーにて「受取り」専用区画と「引渡し」専用区画を明確に分けて固定運用し、かつ、相互汚染が生じないことが構造上確認できる場合にはこれを認める。

なお、洗濯物の「受取り」と「引渡し」を同一区画で行うこと（兼用）は、受取り後に区画を清掃・消毒を行う場合であっても認めない。

## エ ロッカーの内部は、雨、ほこり等により外部から汚染されない構造であること。

## オ ロッカーの各区画は清掃・消毒が容易に行える構造であるとともに、区画の内壁は、金属等不浸透性材料で作られていること。

カ ロッカーに近接して手指の洗浄設備又は消毒設備を設け、集荷・清掃作業時等必要時に常時使用できるよう、適切に管理すること。

キ ロッカーの各区画から臭気及び水分が容易に漏れない密閉式構造であること。

ク ロッカーの各区画はそれぞれ鍵のかかる構造とし、利用者が利用しようとする区画以外の区画を自由に開閉できる構造でないこと。

## 2 措置の基準

### (1) 指定洗濯物の取扱い

省令第1条第5号に規定する指定洗濯物は取扱わないこと。

### (2) 利用者に対する説明等

ア クリーニング所の主たる部分が無人の時間帯に、ロッカーによる洗濯物の受取り又は引渡しを行う場合は、テレビ電話装置等による通話その他の対面に相当する方法により、利用者に対して洗濯物の処理について説明ができる設備を有し、当該設備による通話ができる時間帯について表示があること。

イ 取扱い可能な洗濯物の種類（指定洗濯物の取扱いの可否等）、洗濯物の処理方法、施設の利用方法等について表示があること。

ウ 指定洗濯物を取扱う可能性があるロッカーは、消毒又は消毒効果を有する方法により洗濯する旨の表示等をロッカー等に行うこと。

エ 苦情の申出先をロッカー等に明示し、書面でも利用者に配布すること。

オ イからエまでについては、利用者が容易・確実に認識・理解できることを前提とし、紙での店頭掲示や書面配布に加えて、デジタル技術等を活用した方法により明示することも可能であること。

カ ロッカー等にクリーニング所検査確認証の写しを掲示するなど、クリーニング所の概要を利用者が容易に確認できるようにすること。

キ クリーニング所及び利用者の両者がロッカーに収納した洗濯物の品名、数量等を把握できること。具体的には、洗濯物の処理を行う施設にて速やかに洗濯物を点検し、品名、数量、状態等について利用者に通知すること。

クリーニングを行うに当たり、洗濯物の処理方法等について特に説明を要する場合や、洗濯物に異常が確認された場合は、利用者にもその旨を伝えること。

なお、洗濯物の受取り時期、洗濯物の点数等により、受取り後に一定の期間が経過してからクリーニングを実施する場合など、クリーニングを行うにあたり特に説明を要する場合については、利用者に対してその旨を説明し了解を得るとともに、適切な衛生環境下で保管すること。

### (3) 洗濯物の取扱いについて

ア ロッカーと洗濯物との相互汚染を防止するため、洗濯物をビニール袋又は専用の

- 収納バッグ等に入れてロッカーに収納すること等の措置を講じ、常に十分な衛生が確保されること。
- イ 収納バッグ等を利用して受取り及び引渡しを行う場合は、内の洗濯物について、未洗濯又は仕上げの終わったものであるどうかを収納バッグ等を未開封の状態で見分けるようにすること。
  - ウ 収納バッグ等は、洗濯物の処理を行う施設以外では開封しないこと。
  - エ 利用者がロッカーに洗濯物を預けてからおおむね24時間以内に回収すること。

(4) 清潔の保持について

- ア 洗濯物の入った収納バッグ等を区画から取出した際には、その都度区画内の清掃及び消毒を行うこと。
- イ 収納バッグ等を利用する際は、使用の都度適切に消毒を行う等、衛生上支障のないように管理すること。
- ウ ロッカー及びその設置場所について、定期的に点検し、必要に応じ清掃及び補修等を行うこと。
- エ 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、ロッカーの利用状況について衛生上支障がないことを定期的に確認すること。